世界の幸せをカタチにする。
Creating Peace & Happiness for the World
Musashino University
武蔵野大学 学術機関リポジトリ
Musashino University Academic Institutional Repository

Imoseyama Onna Teikin : the view of the Emperor and the culture of court nobles in the middle of the Edo era

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-03-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 東, 晴美 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/1116

妹背山婦女庭訓
―江戸中期の天皇観と公家文化―

東　晴美

平成から令和と改元された五月、即位関連行事が続く皇居に近接する国立劇場では、天智天皇を中心に藤原鎌足と蘇我入鹿の対立を描く「妹背山婦女庭訓」が、人形浄瑠璃文楽で、江戸時代の初演通りの構成で上演された。

人形浄瑠璃文楽は、ユネスコの無形文化遺産として二〇〇八年に登録された。これは衰退や消滅の危機があり保護することをも目的としている。文楽は、江戸時代における現代劇を、江戸時代の言葉のままに、江戸時代から伝承された表現方法で、現代の観客の前で上演される。江戸時代から伝承された表現方法の保護は、一九七二年（昭和四七年）に始まった文楽の技芸員の研修制度によって一定の成果を上げており、現在舞台にたつ技芸員の五五％を研修修了生が占めている。その一方で、作品が生まれた時代の「常識」が、現代の観客にはわからなくなってしまい、作品の理解を困難にしている。さらには、ことさら古典（クラシック）の側面を強調することにより、今を生きる観客の関心や興味と関連付けられないまま、今日的な上演の意味が見いだせずに受容されることも多い。

「妹背山婦女庭訓」の作品分析については、内山美樹子先生の「「妹背山婦女庭訓」の成立と展開」(1)が、現行文楽の演出も視野に入れて委曲を尽くしている。この研究成果をふまえたうえで、本稿では「妹背山婦女庭訓」にある、現代の我々には解らなくなった、しかし当時の観客には馴染みの事象を紹介し、さらに、令和元年に上演する意義を考察する。

一　明和期の朝廷と二段目「芝六住家」三段目「山の段」

天智天皇をめぐる政争を描いた「妹背山婦女庭訓」は、明和八〈一七一一〉年に竹本座で初演された。江戸中期における天皇観はいかなるものであったのか。

戦後教育を受けた現代の観客にとって、江戸時代の天皇制度の知識は、江戸初期の後水尾天皇と、幕末の孝明天皇について

の事跡が中心で、江戸中期の天皇制度については、ほとんど学ぶ機会がない。その一方で、近年の歴史学、社会学の分野では、江戸中期の天皇制度や、公家文化の庶民による受容に関する研究が成果をあげている。この研究成果を踏まえて「妹背山婦女庭訓」を初演時の江戸中期の天皇観と照らし合わせる。

江戸初期の後水尾天皇に関しては、朝廷の権力が削がれ、幕府の介入が強化されると現代の学校教育では学ぶ。後水尾天皇の父は後陽成天皇で、豊臣秀吉の政権の権威付けとの利害が一致し、朝廷の復権につとめた。家康を征夷大将軍に任命したのも後陽成天皇である。家康は秀吉とは異なり朝廷の支配を強め、後水尾天皇の時代の元和元〈一六一五〉年に禁中並公家諸法度を制定する。政権は幕府が行い、天皇は文化を担うという構図である。しかし、藤田覚氏『江戸時代の天皇』[2]によれば、禁中並公家諸法度第一条は、天皇は天下国家に関わる学問をせず、自然や風流を愛でる和歌をおさめると規定し、政治から遠ざけて和歌の世界に閉じ込めたという近代以降の通説に対して、天皇は、よりよい政治のための学問と、我が国の習俗の和歌をおさめるという中世以来の朝廷側の論理を幕府が踏まえたとする。すなわち、天皇は日本国王としての学問をおさめることを含意する。さらに藤田氏は、幕府に政治的に骨抜きにされた後水尾天皇から、尊皇攘夷として存在感を示す孝明天皇までの間にどのような天皇観の変化があったのかを解き明かす。その時に注目するのが、江戸後期の光格天皇である。藤田氏は光格天皇時代、天明の飢饉で困窮した人々が、幕府の対応に業を煮やして直接御所に詰めかけ救済を求めた「千度参り」に、尊皇攘夷の萌芽があることを指摘する。尊皇攘夷の引き金になるためにも、担ぎ出す天皇に存在感が増す必要である。禁中並公家諸法度の制定で、中世以来の天皇観を受容して朝廷と公家を統制しようとした幕府の構図が、このように朝廷の政治的な存在感を生み出すことを胚胎していたのである。さらにさかのぼって、後水尾天皇の没後、四代将軍家綱、五代将軍綱吉時代の霊験天皇は、多くの朝儀再興を行ったことで知られる（三章で後述）。朝儀再興のための経済的な支援を幕府から受け、同時に公家統制の介入も受けることになる。しかし、一方的に公家が幕府の介入を受けるだけでなく、幕府も、たとえば家康の神格化の称号「東照大権現」を朝廷からうけとるなど、天皇による権威付けを必要としていた。さらに、天皇と将軍の序列について、藤田氏は、十八世紀前期の新井白石、荻生徂徠のそれぞれ異なった立場の天皇観を紹介しつつ、白石、徂徠ともに、徳川家は天皇の臣下であるという認識であったと指摘する。[3]そして、将軍家が天下を支配する正当性は、天皇が臣下である将軍に統治権を委任しているという構図にある。将軍家が天皇を戴いた構図であるために、将軍家としての徳川家が弱体化した場合、徳川家にとってきわめて危うい構図でもあったことは、徂徠自身も認識していた。

この、天皇を支える家臣としての将軍家（徳川家）と、武家の棟梁として統治権をもつ徳川家という構図は、幕府の介入を受ける朝廷と公家という認識ではなかなか見えてこない。しか

し、天皇―将軍家―将軍家が収める天下という構図（主従関係）が江戸時代の常識であったならば、「妹背山婦女庭訓」の二段目「芝六忠義の段」の悲劇はより明確に浮かび上がる。

「芝六住家の段」では、藤原鎌足の密命を受けた猟師の芝六が、蘇我入鹿を討伐するために必要な「爪黒の雌鹿」の生き血を得るため、法度を破って春日大社の鹿を殺す。また、芝六は、蘇我入鹿に帝位を追われた天智天皇もかくまっている。そのため、芝六は鹿殺しも天智天皇をいただく世に復すためであると当初から認識して行動をしていたとの誤読が重ねられてきたと内山美樹子先生は指摘する。(4) 芝六は、藤原鎌足の命を受けてそれを忠実に実行し、その結果として勘当が許され再び武士（玄上太郎）に戻ること、妻の連れ子を世に出すことを切望している。しかし、鎌足はそのような芝六が、入鹿誅伐の重要な作戦遂行にあたって信用できるか疑っており、「爪黒の雌鹿」の用途も結末まで明かさず、天智天皇をかくまっていることを漏らさないか試していると指摘する。そのために、芝六は信を得るために実子を殺すのである。内山先生は「爪黒の雌鹿」が結末まで芝六に明かされないのは、「対話の成り立ちがたい近世社会」であるからだと説明する。(5)

確かに、近世では主君の密命を命がけで果たす前に、密命の内容や意図を問うたりすることは許されない。臣下は実行するのみである。ここで近世期中期の天皇観、すなわち、天皇のもとに、徳川家があり、その徳川家の下に大名家や家臣団が存在する構図を作品にあてはめると、天智天皇の下に、藤原鎌足がおり、その鎌足に芝六が従う。もし、藤原鎌足とともに天皇を守護する芝六が、実子の命を奪ってでも天皇への忠義を貫いたならば、その行為は報われたであろう。しかし、藤原鎌足と芝六は、天智天皇を共に支えて共闘しているのではない。忠義を尽くす藤原鎌足に密命の本当の意味も知らされずに死罪と極まる鹿殺しを引き受け、最初から信用されていない中で実子を我が手にかけてまで鎌足に忠心を示さねばならぬからこそ、芝六の悲劇がある。

天皇家を各大名が等しくいただく構図になるのは、徳川家が弱体化した幕末の現象である。あるいは、明治以降から第二次世界大戦までの天皇制によるものである。「芝六住家」の段の俗称「芝六忠義の段」は嘉永五年以前には用例が見当たらない。(6)

これは、三段目の山の段も同様である。対立する大判事家の息久我之助と太宰家の娘雛鳥との恋をロミオとジュリエットに例えられることが多い場面である。

天智天皇を退け、蘇我入鹿が君臨する状況で、大判事家と太宰家とが当初から共闘して蘇我入鹿を誅伐しようとしているのではないと内山先生は指摘する。(7) 太宰家の後室定高は、亡き夫の家の存続、娘が生きながらえる道を選択肢に入れて逡巡した結果、究極の選択として娘の恋をかなえるため、すなわち一人の男に添い遂げるという女の道をつらぬかせるために、娘の命を絶つ（入鹿への入内を断る）ことで、大判事家と一つになる。天智天皇方につくべく親子で心をあわせる大判事家と、

入鹿に従う道を前提とする太宰家が川を挟んだ形で物語は展開する。

大判事家と太宰家のとった立場の相違についても、江戸中期の天皇観、すなわち、天皇の臣下としての将軍家、それに従う諸侯という構図に照らし合わせるとわかりやすい。「妹背山婦女庭訓」の冒頭では、天智天皇のもと、藤原鎌足と蘇我蝦夷子が、第一の臣下の地位を争っている構図にある。天智天皇に反する父蝦夷子に従わない入鹿は父を討つが、入鹿の本心は自分こそが「万乗の主」となることであった。天智天皇―藤原鎌足―諸侯という理想の構図がくずれるが、二段目の鎌足とその命を受けた芝六一家の行動により、観客は理想の構図が間もなく復することを予感しながら三段目をみる。その三段目の冒頭は、太宰の館から始まる。太宰家の後室定高は、禁裏守護として入鹿を迎え、入鹿のいるところこそ内裏としている。この時点で、太宰家の後室は、大判事親子が初段、二段目で腐心して守ろうとする天智天皇―藤原鎌足―諸侯という構図ではない秩序の中心にいることが明確に描かれる。入鹿に従う太宰家の後室定高は、入鹿に反して天智天皇に服するという高いハードルよりも、まずは入鹿の命に従い太宰家が安定して継承される選択肢をも視野に入れて行動していると理解する方が近世期の観客にとっては自然であろう。一方、大判事の方は、久我之助が藤原鎌足のもと、天智天皇やその想い人の采女の救出に奔走していることを把握するにことにより、天智天皇の下に藤原鎌足、その下の大判事家という構図の中での行動を迷いなくとる。川を挟んだ両家が歩み寄るのは、当初から定高が天智天皇をいただく安定した世を希求するのではなく、入鹿の監視下で太宰家を守る後室としてのつとめと、娘の幸せをひたすらに願う母の思いとの中での究極の選択の中であるとみる内山先生の指摘は、このような天皇を支える家臣としての将軍家、その将軍家が治める各大名という近世中期の天皇観を踏まえるとより明確に理解できる。

二　朝廷の官位授与権と三段目「太宰の館」職人受領

近世期における朝廷は、幕府から制度的にも経済的にも介入を受けているが、武家の官位を授与する権限は天皇のみにあった。ただし、近世期の天皇が自由に官位を授与するのではなく、将軍の決定を追認し、承認する文書を発行するだけである。しかし、この手続きが完了してこそ、官位が公的なものになるため、官位は天皇から授与されたもの、という意識が強く残った。(8)諸職人や芸能者、神職に授けられる官位も、朝廷から補任された。

「妹背山婦女庭訓」の三段目「太宰の館」の冒頭では、蘇我入鹿が奈良の町に入り込む諸職人、商人、芸者に受領を授ける。この場面は、現代では通し上演をうたっても上演されないが、官位を授ける天皇の権限を入鹿が行使するのは、一刻も早く入鹿が帝位についたことを知らしめる意味で入鹿にとって重要である。

この受領の場面では、先行作である近松門左衛門の「用明天

皇職人鑑」や、近松半二自身がてがけた「入鹿大臣皇都諍」などを踏まえている。受領を受けるのは、烏帽子屋、鹿島の事触れ、鍛冶屋、伊勢比丘尼、船頭、願人坊主にまじって、堺の素人浄瑠璃の三右衛門が咲太夫と名乗ることを赦される場面がある。これは、初演当時のこの場面を担当した竹本咲太夫が、芝居茶屋の堺屋三右衛門であることを踏まえたもので、当時の観客は楽屋落ちに大いに盛り上がったであろう。

先にも述べたように、この諸職人の受領は、天皇や公家によって授与されたものであった。受領に関する研究は、いちはやく古浄瑠璃の分野で研究が進められた。安田富貴子氏は、特に受領の手続きに関して同時代の資料を博捜され、宝暦期に申請の手続きが厳密になったこと、明和三年に幕府が全国的な触れによって取り締まりを強化させたことを指摘する。(9) この安田氏の研究を踏まえて、近世における天皇制や、身分制度に関して、歴史学、社会学からの研究が進められている。

職人受領と朝廷の関係については、間瀬久美子氏の研究に詳しい。(10) 信長が天下一の号を競わせて商工業活動の活発化を図ろうとし、秀吉、家康の時代にも継承され、京都のみならず江戸に広がり加熱していった。その中で、幕府は天和二〈一六八二〉年に、天下一と号することを禁じ、天下一と書き付けたものはことごとく削り取らせるなど厳罰化し、さらに徳川家御用達であっても葵の紋の使用を禁じた。身分の秩序化をはかる幕府の政策が背景にある。天下一を名乗ることが禁じられた職人町人の階層は、多額の金品を献上しても朝廷・門跡から受領を得ることで、同じ町人の身分の中でも特別な地位（ステイタス）を得ようとした。

このように受領が増加し続ける中で、身分的統制をはかる幕府が規制を行う状況を明らかにしたのが、山口和夫氏の研究である。(11) 宝暦二年の手続きの厳重化は、公家側から幕府側に要請したもので、一代限りであるはずの受領を、子孫が私的に世襲するのを禁止し、京都で行われる勅許受領を確実にするためのものであった。規制の結果、勅許受領の件数は増加したのである。すなわち朝廷にとっては、増収にも直結したのである。この京都の成果を踏まえて、再び公家側から幕府側への要請で、勅許以外の受領を規制する全国触れが明和三年十一月に行われた。子孫が継承する場合に改めて継目受領を認め、それ以外を禁じることを徹底したのである。安田氏は、明和二年から三年にかけて諸職人の受領がはなはだ少なく、明和四年には驚くほどの受領を願い出ているとする。しかしその一方で、受領を断念した者も多くあった。このような状況の中で、明和四年の受領に名前を連ねるのが、四代目の竹田近江藤原清一で、明和四年二月に正式に近江大掾を受領する。安田氏は、この時、相当の金品を献上すべきところ「凡鄙之雛人形一対」しか献上しないという不適際を演じ、吟味を受けた上、凡鄙でないものの献上を余儀なくされたことを紹介している。(12)

また内山美樹子先生は、明和三年から八年へと竹本座が全面的な崩壊に向かっていく中で起きた、明和四年十二月から五年にかけて家質騒動により、竹本座の興行主である竹田一族が幕

府役人と癒着して観客層である町人から信用を失ったことを指摘する。明和八年正月に初演された「妹背山婦女庭訓」は好評を博して凋落した竹本座に起死回生をもたらした、という通説にはほど遠い状況であった。(13)

三段目の「太宰の館」の受領の場面は、幕府による統制が厳しくなる中で、明和四年の四代目竹田近江の受領を想起させるものでもあっただろう。

三　庶民に広がる公家文化と三段目「山の段」

二段目で、猟師芝六の住家に天智天皇がかくまわれている。現代の我々には荒唐無稽な設定に思われるが、近世中期においても公家文化の身近さが明らかにされつつある。

森田登代子氏の研究では、明治四二年の登極令によって、天皇の即位関連行事は皇室のみが入れる賢所で行うことになり、庶民とは無縁のものと考えられるようになったために、近世期においても天皇の即位式を庶民が見物できないと思い込んできたと指摘する。(14) 森田氏はこの思いこみを検証して、近世期における天皇家の神事である大嘗祭や新嘗祭については一般庶民に拝見は許されないが、天皇即位式には儀礼に参列する公家とは別の門が開放され、禁裏内の南庭で見学がゆるされ、即位式拝見のための切手が配られたことなどを明らかにした。なお、庶民階層の見学は許可されても、僧尼、法体姿、父母の喪に服す者（重服）、親類の喪に服す者（敬服）の入場は、神事の厳格さや神聖性を強調し、穢れや仏教的な様相が禁忌視されたため、はばかられた。森田氏は、宝暦期に在位した桃園天皇の即位式は、男性一〇〇名、女性二〇〇名が禁裏内入場を許可されたとする。女性が多い理由や切手の発行元など不明な点があるが、町触には明記されている。さらに、明和期に在位した女帝後桜町天皇も、同じ男女比の三百人の庶民が切手を携えて入場した。森田氏は、後桜町天皇の即位を大坂から母とともに上洛して即位式を観覧した岡國雄の記録を紹介し、降雪をものともせずに即位式観覧に臨み感涙にむせんだとあり、即位式は人々の関心事であり、多くの人々が臨席をのぞんだとしている。

天皇の即位という十数年、数十年に一度の行事以外にも、岸泰子氏は、民衆が節分の日に禁裏御所の内侍所に参詣する事例を紹介する。(15) 岸氏は、『日次紀事』に「節分の夜衆庶民内侍所に参入し、銭十二文を入れ追儺の大豆を拝受しかへる事也」から、民衆が参拝の所作を許され、朝廷から民衆に振る舞いがある行事は禁中において節分よりほかにないとする。内侍所は、神鏡を奉安し神事を行う場所である。朝廷に対して、信仰に近い親近感を抱いていることも指摘する。明和九年（「妹背山婦女庭訓」の初演の翌年）等には、朝廷の節会と節分が重なったために、参詣日の代替日が設けられ、内侍所への参詣を楽しみにしている庶民の期待に配慮する禁裏の態度があると述べる。禁裏の内侍所が信仰の対象になることと、朝廷の配慮に心を寄せる民衆の思いが光格天皇時代の「千度参り」への道程となるといった近世中期の天皇と庶民の関係は、内山先生が指摘する「妹背山婦女庭訓」の二段目で、超自然的な奇瑞で盲目の天智

天皇を開眼させる神鏡と神璽の出現と、天智天皇が「人間としての純粋性を具え、政治権力と切り離された、最高の天皇の形象化」[16]という近松半二の描写と呼応する。

このような皇室行事への庶民の関心の背景に、後水尾天皇以来の熱心な朝儀再興も関係するだろう。たとえば、五代将軍綱吉時代の元禄七〈一六九四〉年に霊元天皇が復活した勅祭である葵祭は、京都の町にはすっかり根付き、安永九〈一七八〇〉年に刊行された『都名所図会』の賀茂の葵祭の挿絵には雅びな行列を敷物の上に正座して観覧する女性や若衆の姿が描かれるとともに、その後ろに宴会でもしているのか談笑をして戯れる男性も描かれ、厳粛さとともに身近な楽しみとなっていることもうかがえる。

さらに、朝廷や公家の暮らしぶりが具体的に装束などビジュアルな形で庶民の暮らしに浸透するのが、江戸時代中期の雛人形である。「妹背山婦女庭訓」の三段目「山の段」では、吉野川に面する太宰家の別邸で雛祭りが行われている。この雛の首が落ちた時に太宰の後室定高は、入鹿への入内を断り、娘の思い通りに久我之助に添わせること、すなわち、娘の首を討つ決心をする。雛人形は、この場面では切実な小道具として、人々の心を締め付ける。

雛人形は、雛遊びとして、端的に言うならば、ままごと遊びのようなものであった。三月三日の雛祭は、古代以来の宮廷行事にはなく、後宮行事として定着するのは一七世紀とする。[17]同じ頃、武家でも、将軍家や大名家に雛祭が導入され、その後急速に民間に普及していった。民間の雛祭で、紙雛や土雛、蛤の器を並べていたものが豪華な雛道具になっていったことは、慶安二〈一六四九〉年の禁止の触れから推測される。大名家の子女が婚儀に際して、豪華な婚礼調度とそれを模した雛道具を持参したが、これと同様のものが町人層の間に流行したのである。これらの雛人形が、衣冠束帯の衣裳雛になるのは十八世紀に入った頃で、幕府は元禄十七〈一七〇四〉年に衣冠束帯の衣裳雛を規制した。享保期には七〇センチにも及ぶ大型の享保雛が登場し、享保期を通じて再三禁止令が出る。宝暦九〈一七五九〉年には、幕府の雛人形の取り締まりに応じて、江戸では京都で製作された雛人形の移入を自粛し、京都からの雛人形の技術者が江戸へ移住、明和末から安永にかけて江戸の人形師の原舟月が、現代の親王雛の原型とされる古今雛を完成させたとされる。雛人形と道具が果たす、公家文化が町人に浸透する受け皿（リセプター）の役割を決して小さくみていない幕府が警戒するほどに、京での雛人形の制作と雛人形文化が活況を帯びていることがうかがえる。

「妹背山婦女庭訓」の華やかな雛人形の演出は、上方の観客にとっては身近なものであった。それゆえに、三段目の悲劇はより一層哀切さを増したことは想像に難くない。

四　女性教育と四段目「道行恋の苧環」

「妹背山婦女庭訓」の四段目は、鎌足の息子淡海をめぐる、酒屋の娘お三輪と、入鹿の妹橘姫が描かれる。道行恋の苧環で

は、橘姫を追う淡海を、さらにお三輪が追いかける。恋争いの最中に、お三輪は橘姫に「主ある人をば大胆な、断りなしに惚れるとは、どんな本にもありやせまい、女庭訓躾方、よう見やしやん、せえ」と述べる。新編日本古典文学全集の頭注には、女庭訓躾方について、「女子の教訓書」として、明和元年刊『女躾教訓鑑』や、明和四年刊『女庭訓御所文庫』など「妹背山婦女庭訓」初演の明和八年以前に刊行された女子教訓書を紹介している。また、内山美樹子先生は、『女庭訓躾種』（天保十一年刊）や『女教訓躾方』などを紹介する。[18] これらの中で、現存している冊数が最も多いのが明和四年に刊行された『女庭訓御所文庫』である。[19]

往来物の研究の第一人者である石川松太郎氏が編纂した『日本教科書体系　往来篇　女子用』の解説は、出版物を通した江戸時代の女性教育についてまずは参考すべき研究である。[20] これによると、中世までの公家における音楽・和歌・書道を中心として「みやびやかな朗らかな」女性をはぐくむ教育や、武家における「勇武と貞操を重んずる」教育から転じて、近世期には、儒教哲学を背景とした「道徳教育」、室町時代以来の伝統的な女子教育として「躾・身だしなみ」、家族制度の存続・強化がはかられた新しい社会情勢に即して「主婦としてのあるべき姿」を柱におくとする。武士階級では「名誉と家風において夫を代表する任務を課せられた」とする。まさに、三段目の太宰の後室定高の行動原理がここにある。定高は、夫ならどうするかを想定して、家の存続のために娘雛鳥を入鹿に入内させる選択肢をも入れて行動した。さらに、石川氏は庶民階層の教育では、家業を夫とともに分担し、共同体を築いていくところに使命があったとする。そして、武士の場合も庶民の場合も、家庭の内部において、やがて嫁して実践することを前提として教育が行われたという。

明和四年刊『女庭訓御所文庫』は、石川氏の往来物の分類によると「消息型」の教育書で、「あの場・この場、あの時・この時に必要な消息文を、そのままのかたちで手習わせる」ための手本である。正月から十二月の四季折々の手紙の文例が掲載されているが、平安貴族の女官名を使用しており、三章でみた公家文化の庶民への浸透はこのような女子教育書にもみられる。本書は、「紫式部石山記」といった文学や「源氏和歌貝合の図」などを絵入で紹介した部分が六丁半あり、それに続く消息文の本文の頁は、下部四分の三に消息文が記され、上部四分の一に教訓型の道徳的な事項が記される。『女庭訓御所文庫』の内題（扉題）の添え書きに「御家当流女躾方」「万葉教訓女宝鑑」とあるのはこの構成を踏まえたものである。上部の教訓の項目はまずは「女庭訓躾方」から始まり、次いで「玉章のはじまり」「女信の道を守事」と続く。お三輪の「女庭訓躾方」の発言は、まさに明和四年『女庭訓御所文庫』をさしている。

「女庭訓躾方」には「女の作法上つ方には様々芸能ありといえども、幼き時よりいやしき事見せず、よき事を見習い」「第一父母につかへ孝行をつくし兄をうやまい弟をなつけ申すべし」と、類書に一般的な記述に続き、特に男女の交りについて

詳述する点に特色がある。「兄弟の類、男たるものと同じ座をいたすことあやまり也。同じおなごの友達を求めて遊ぶべし」「父母のゆるしをうけて嫁入をすべし父母ゆるしなきに己が心にまかせ色にふけり淫乱をもととする事おおきなる過ち也」「男の方にゆかばなるほど貞女の道をたて夫をたいせつに思い夫を主のごとくに思いかりそめにもあなどらぬようにすべし」「さて舅姑につかゆる事ずいぶん心をつくし申すべし」「男いかようにあたるとも女としてうらみずりんきいたさずわが身を清く保つべし」「かようの類これより末につぶさに書けり　よくよみあはせ見たまふべし」これにつづいて、「さて。ひとりのおつとを大事に思い、よの方に心をかよはさずたとえ、その夫、死し、失せたりといふとも、かさねて男は持たぬものなり」として鴛鴦や、つばめ（つばくらといふ鳥は二羽の夫をかさねざる鳥なり）の例を出し、「しかるに人間としてみだりに色に迷い淫乱にふけるは鳥よりもおとりなり」と続ける。お三輪が恋する淡海（求馬と名前を変えてお三輪と馴じみを重ねる）を、橘姫にとられた時の発言は、本書の教訓部分の冒頭で触れるこの件を踏まえているのではあるまいか。

観客は江戸中期の女子教育で刊行された話題の書を思い浮かべながら、「妹背山婦女庭訓」の一途な町人の娘のお三輪の思いと、その執着心が引き起こす悲劇に心を寄せていったことであろう。

五　「妹背山婦女庭訓」と明和四年

「妹背山婦女庭訓」は明和八年の初演である。この作品は、これまでみてきたように、特に明和四年におきた当時の観客にとっては印象的な出来事と深い関係にあることを改めて確認したい。

明和四年の出来事の最も重要なものは、尊皇思想のさきがけとされる、宝暦明和事件である。内山美樹子先生は「明和八年の近松半二」で作者の近松半二は明らかに明和事件に関心を寄せている事を指摘する。(21)「妹背山婦女庭訓」に関して宝暦明和事件を直接関連づけなくても、「尊皇を大義名分に基づき現幕藩体制を否定する」思想を天下に周知される事件がおきた中で、近松半二の劇作の手段であった「謀叛」「天が下」といった概念に、徳川封建体制の政治や歴史との現実的つながりを持ち始めたことを指摘する。(22)

本稿二章で述べた受領に関しては、明和四年に、近松半二が所属する竹本座の興行主竹田が受領している。それだけではなく、「太宰の館」の受領の場面で、鹿島神社の下級神官（鹿島の事触）が受領を願いでて、それを受けた入鹿の家臣が、神官ならば「吉田に参って受領を受け」るように言う。吉田とは吉田神社である。新編日本古典文学全集の「妹背山婦女庭訓」の注釈では、藤原氏の氏神として崇敬されたとしている。藤原鎌足を中心に描く本作にとって重要な神社である。また鹿島の神職が、鹿島の宝殿から「でっかちな光り物」が飛び出したというのは、先行策「用明天皇職人鑑」による。この吉田神社を拠

点に唱えられた神道が吉田神道で、宝暦事件の争点の根幹をなしていることを、藤田覚氏は指摘する。[23] 宝暦事件の中心人物で明和事件にも影響を与えた竹内式部は、神が作った国を神の子孫である天皇が治めるという垂加神道に基づき、天皇の歴史的正当性を説き、天皇や公家が学問により徳を身につければ将軍は政権を返上するであろうと公家達に説く。一章で述べた禁中並公家諸法度の第一条の国王としての天皇の学問に呼応する。竹内式部に影響を受けた若い公家達が、桃園天皇に垂加神道の解釈による『日本書紀』の進講を宝暦七年に始める。桃園天皇は、わずか六歳で即位し、宝暦七年の時点では十六歳である。この天皇と公家の関係を危ぶんだのが摂家である。特に、五摂家の筆頭近衛家は吉田神道を信奉しており、その背景に垂加神道に圧倒されつつある状況を快く思わない吉田神道からの働きかけがあったとされる。宝暦明和事件に深い関心を寄せている半二がこのような京都の動きに鈍感であったとは思えない。「妹背山婦女庭訓」のこの場面は、先行作の引用であるため同時代の事件に触れてないといういいわけを準備し、さらにユーモアを交えたチャリ的な場面を得意とした竹本咲大夫に語らせるというカモフラージュしながら、見事に宝暦事件を織り込んでいると読むことができないだろうか。この宝暦事のきっかけは、仏教色を排する垂加神道に対して仏教を伝統的に受け入れてきた神仏習合の朝廷（前天皇の桜町天皇の女御で、桃園天皇の嫡母）との対立もある。「妹背山婦女庭訓」の初段「蘇我蝦夷子館」の段で、それまで仏法に帰依して父蝦夷子の横暴を否定した入鹿が、謀叛を志し、自らが天皇と主張する場面は、神仏習合ではなく仏教を排除した天皇を国王とする宝暦事件の思想と呼応する。

作品の題名という最も重要な情報に織り込まれた「婦女庭訓」についても、第四章で触れたように、様々な女性教育の書物が普及する中でも、特に明和四年に刊行された『女庭訓御所文庫』を観客に想起させるものであった。

今一歩進めるならば、三段目の山の段における太宰家の表記である。太宰家は、太宰少弐、すなわち、太宰府を守る次官である。新編日本古典文学大系の頭注でも「大宰府の次官」とし、翻刻もすべて「少弐」とする。しかし、近世に出版された浄瑠璃本の表記はすべて「小弐」である。浄瑠璃本は、たとえば「大切」を「太切」と表記するような現代では誤りと思うような表記を慣例として用いたり、同じ登場人物の表記が複数あるなどの表記が揺れるケースは枚挙にいとまがない。その一方で、明和八年十二月に初演された「桜御殿五十三駅」のように幕府の忌憚に触れることを恐れて埋木改訂するといった訂正も行われる。このような上演差し止めに関わるような重要な事情がなくとも、『鎌倉大系図』の登場人物「小次郎義氏」の表記をすべて「次郎義氏」に改訂するために、該当箇所の版木のことごとくに埋木をほどこすといった、徹底した表記の統一を版行にあたって行う例[24]も、またいくつもある。浄瑠璃本の題簽や奥付に掲げる太夫名に少掾など官職名を掲げ、特に受領の場面を描く本作において、無意識に太宰少弐を「小弐」と表記する

とは考えにくい。明和事件で処刑された山県大弐を「妹背山婦女庭訓」の観客は想起したのではあるまいか。

推測を出ないが偶然の一致にしてはできすぎである。

さらに、三章で述べた即位礼の拝見に関して、明和七年十一月に女帝後桜町天皇が譲位し後桃園天皇が即位するが、この時の町触れには即位式についての記載はない。[25] この翌年の明和八年正月に「妹背山婦女庭訓」が初演される。京都で起きた宝暦事件と江戸の明和事件は、即位の拝見や雛人形の統制など、庶民が楽しみにしていた朝廷に関連する行事に暗い影をおとしている。内山美樹子先生は明和八年十二月に初演された「桜御殿五十三駅」に、宝暦明和事件が明確に意識されると指摘する。[26] 明和六年暮れから明和七年初めにかけて扱った大坂落城ものの「近江源氏先陣館」「太平頭鯵飾」のうち後者で上演禁止となった近松半二は、「妹背山婦女庭訓」で王権の物語を扱うなかで、周到に直接的な表現をさけつつ明和四年の出来事を埋め込んだのだと、当時の観客は感じたのではないだろうか。

六　不安定な皇統と「妹背山婦女庭訓」の上演

明和宝暦事件の背景には、若くして即位した天皇が早世することが続いたこと、中継ぎとして女帝後桜町天皇の即位など皇統の不安定さがある。光格天皇の千度参りほど積極的な民衆の朝廷への期待はみられないが、「妹背山婦女庭訓」が上演された江戸中期においては、「天皇存在に新たな意味や意義を見出した言説が登場し、現実とは遠く離れた古代、また、現実の政治とかけ離れた朝廷への漠然とした憧れのような感情も入り交じって、天皇・朝廷の存在が様々な意義を持ち始めた」と藤田覚氏は指摘する。[27]

令和元年の即位の年に、国立劇場は初段を復活させ、かなり困難な条件のもと初演通りの段構成で通し上演を行った。「妹背山婦女庭訓」が初演された時と同様、平成においても皇統の不安定さが連日議論されている。光格天皇は、明仁上皇が譲位の意向を伝えた時（平成二十二年七月）に、宮内庁の幹部に光格天皇の事例を調べるように指示したことでにわかに脚光を浴びた天皇である。光格天皇が譲位後は権力から遠ざかった点が明仁上皇の譲位のイメージに近いとされている。

「妹背山婦女庭訓」では天智天皇が漁師芝六の住家に身を寄せる。天皇の荘厳さと身近さが際立つ場面である。令和元年十月に即位礼正殿の儀では、高御座のとばりが開かれて初めて天皇が姿を参列者に披露される「宸儀初見」が復活したとして話題となった。同時に、平成から令和にかけては、災害などの避難所への皇族の慰問が大々的に報道されている。このような時代における「妹背山婦女庭訓」の通し上演は、単なる古典作品としての名作以上の意味を観客にもたらし、古典芸能の技術の継承以上に古典と現代をつなげたと意義づけられる。

同じ作品であっても、観客は時代とともに変わっていく。本論では、江戸時代の観客の目線に立ち、江戸時代の観客が作り手である近松半二と共有していた文化的・社会的コンテクスト

を明らかにしてきた。それによって、現代の観客が「初演当時の何を知らないのか」も明白になった。作品の主題に直接関わらない、作品中に点在する近世期の事象も現代の観客が古典に向き合うには重要な情報だ。それをかき集めることによって古典芸能の中に現代の観客に通底するものを見つけ、新しい上演の意義を見いだすことになる。

（1）『浄瑠璃史の十八世紀』、一九八九、勉誠社。
（2）藤田覚『江戸時代の天皇』天皇の歴史六、二〇一一年、講談社。田中暁龍「禁中幷公家中諸法度第一条について」『近世朝廷の法制と秩序』、二〇一二、山川出版社、二九―四六頁。この条文について、戦前は天皇の無力として解釈され、戦後になって近世期の天皇を積極的に位置づけるものと解釈されるようになった。
（3）前掲、注（2）藤田、一四六頁。
（4）前掲、注（1）五〇七頁、注（24）。
（5）前掲、注（1）四七八頁。
（6）前掲、注（1）五〇七頁、注（22）。
（7）前掲、注（1）五〇一頁。
（8）前掲、注（2）藤田、一九九―二〇〇頁。
（9）安田富貴子『古浄瑠璃―太夫の受領とその時代―』一九九八年、八木書店。
（10）間瀬久美子「近世の民衆と天皇―職人受領と偽文書・由緒書―」藤井駿先生喜寿記念会編『岡山の歴史と文化』一九八三年、福武書店。
（11）山口和夫「職人受領の近世的展開」『日本歴史』五〇五号、歴史学会、一九九〇六月、五七―七四頁。
（12）前掲、注（9）二五九頁。
（13）前掲、注（1）四六二頁。
（14）森田登代子「近世民衆、天皇即位の礼拝見」笠谷和比古『公家と武家3―王権の儀礼と比較文明史的考察―』二〇〇六年、思文閣出版、一二一―一六四頁。
（15）岸泰子「近世禁裏御所と都市社会―内侍所参詣を中心として―」『年報　都市研究』一五　分節構造と社会的結合、都市史研究会編、二〇〇七年一二月、四二―五五頁。
（16）前掲、注（1）四七二頁。
（17）間瀬久美子「意識のなかの身分制」『日本の近世』七分と格式、一九九二年、中央公論社。
（18）二〇〇一年十二月国立劇場人形浄瑠璃文楽十二月公演パンフレット。
（19）『女躾教訓鑑』は石川謙旧蔵書として一点あるのみ。早いもので京都の菊屋七郎兵衛による宝暦十三年刊の『女庭訓宝種』は横山重氏旧蔵本があるのみ。いずれも筆者、原本未見。一方『女庭訓御所文庫』寛政二年、文化十四、天保六年、慶応二年と版を重ね、現存数も多い。「妹背山婦女庭訓」の初演時のみならず、再演時の観客も想起した女子教育書のひとつではないだろうか。
（20）石川松太郎「近世社会における女子の使命と教育」『日本教科書体系　往来篇　女子用』講談社、一九七三年。
（21）前掲、注（1）五四七―五五〇頁。
（22）前掲、注（1）四六五頁。
（23）前掲、注（2）一六一―一六六頁。
（24）東晴美「解題」『鎌倉大系図』義太夫節浄瑠璃未翻刻作品集成（第五期）四九、二〇一八年、玉川大学出版部。
（25）前掲、注（14）。
（26）前掲、注（1）五四九頁。
（27）前掲、注（2）一七三―一七四頁。これは、内山美樹子先生が、妹背山の主題に「古代へのロマンや憧憬を感じている」という指摘と一致している。（前掲、注（18））